

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本方針

～社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現～

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもが権利の主体であるということを十分に踏まえ、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、関係機関が協力し、保護者や家庭を支援していきます。

また、社会的養育が必要な子どもについては、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

子どもが健やかに育ち、社会で活躍できるよう、様々な関係機関・関係者との連携を図りながら計画の推進に取り組んでいきます。



2 基本的視点

本計画の推進に当たって、前述の基本方針を踏まえ、基本的であり、大切な考え方として、4つの視点を掲げました。

I 子どもを健やかに育てる <子どもの健全育成の視点>

家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況により、家庭において適切な養育を受けることができない子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設による社会的養育の充実を図ります。

II 子どもを守る <子どもの安全を守る視点>

子どもの虐待は、家庭における様々な問題に起因することもあることから、虐待が深刻化・顕在化する前に、学校や医療機関等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努め、家庭に対する様々な支援の充実を図ります。

III 子どもを支える人を育てる <子どもの支援者育成の視点>

子どもを日々直接処遇する施設職員や里親の資質向上を図るとともに、児童相談所や市町村の職員の専門性の向上を図ります。また、各地域で活動している子育て支援組織や地域住民が、社会的養育の支援者となり得るよう育成を進めていきます。

IV 子どもの将来への自立を支える <子どもの自立支援の視点>

地域の中で子どもの個性が尊重されつつ、子どもが将来自立して生活できるよう、地域社会全体で様々な関係者により支えていきます。

3 施策体系

基本方針を踏まえた4つの視点に基づき、計画推進に当たっての4つの施策目標を掲げ、それに対応した具体的な施策を展開していきます。

基本的視点	施策目標	基本施策項目
Ⅰ 子ども を健やかに 育てる	養育環境の整備	(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進
		(2) 里親制度の普及推進、里親の確保
		(3) 里親、ファミリーホームへの支援
		(4) 里親養育の包括的な支援（フォスターリング業務の実施）
		(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備
Ⅱ 子ども を守る	児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化
		(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化
		(3) 被虐待児童の早期保護
Ⅲ 子ども を支える 人を育て る	人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材の確保
		(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上
		(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
Ⅳ 子ども の将来の 自立を支 える	児童の自立支援 (ライフサイクルを 見通した支援)	(1) 児童の自立支援策の強化
		(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）
		(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援）への取組

第4節 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、本計画に沿って、平成28年改正児童福祉法に基づき、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制としてフォスタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援などの積極的、効果的な推進を図るため、施設養育関係者、里親、ファミリーホーム、学識経験者、児童相談所等の関係者で構成する「群馬県社会的養育推進会議」（仮称）を設置し、着実な取組を行っていきます。

また、計画期間中の各年度において、計画の実施状況の把握と評価を行い、計画の実効性を確保するとともに、令和6年度末を目安に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、その時点における社会情勢等の変化を踏まえながら、的確に対応した施策の展開を行っていきます。

(2) 市町村や関係施設・機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るためには、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行うことが必要です。

また、同時に、各児童養護施設等における社会的養育推進計画との調整を図りながら、施策展開を行うことが求められます。

このため、本計画策定後の推進体制については、「群馬県社会的養育推進会議」（仮称）を核とするほか、必要に応じて、関係施設・団体等との計画推進のための連絡会議等を開催するなどし、計画の目標達成に向けての情報共有や推進方策の検討等を行っていきます。

<推進体制>

